

令和3年第1回定例会

鳴沢村議会会議録

令和3年3月11日 開会

令和3年3月18日 閉会

鳴沢村議会

令和3年第1回鳴沢村議会定例会会議録

令和3年3月11日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 三浦 雄一郎 | 2番 渡辺 正人 |
| 3番 渡辺 宗司 | 4番 土屋 文明 |
| 5番 渡辺 次男 | 6番 三浦 直樹 |
| 7番 小林 清一 | 8番 渡邊 明雄 |
| 9番 佐藤 博水 | 10番 小林 昭一 |

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局書記 渡辺和彦

7、会議事件

承認第1 号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）を定める専決処分につき承認を求める件

議案第1 号鳴沢村職員の特種勤務手当に関する条例を定める件

- 議案第 2 号 鳴沢村の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例を定める件
- 議案第 3 号 鳴沢村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定める件
- 議案第 4 号 鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 5 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 6 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 7 号 鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 8 号 鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 9 号 鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 10 号 鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 11 号 鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 1 2 号 鳴沢村村道の構造基準等を定める条例の一部を改正
する条例を定める件

議案第 1 3 号 村道路線の認定及び廃止の件

議案第 1 4 号 道の駅なるさわの指定管理者指定の件

議案第 1 5 号 なるさわ富士山博物館及びフジエポックホールの指
定管理者指定の件

議案第 1 6 号 令和 2 年度 鳴沢村 一般会計補正予算 (第 8 号)

議案第 1 7 号 令和 2 年度 鳴沢村 国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)

議案第 1 8 号 令和 2 年度 鳴沢村 簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)

議案第 1 9 号 令和 2 年度 鳴沢村 介護保険特別会計補正予算 (第 3
号)

議案第 2 0 号 令和 3 年度 鳴沢村 一般会計予算

議案第 2 1 号 令和 3 年度 鳴沢村 国民健康保険特別会計予算

議案第 2 2 号 令和 3 年度 鳴沢村 簡易水道事業特別会計予算

議案第 2 3 号 令和 3 年度 鳴沢村 介護保険特別会計予算

議案第 2 4 号 令和 3 年度 鳴沢村 介護予防支援事業特別会計予算

議案第 2 5 号 令和 3 年度 鳴沢村 後期高齢者医療特別会計予算

同意第 1 号 鳴沢村 教育長の任命に同意を求める件

同意第 2 号 鳴沢村 公平委員会委員の選任に同意を求める件

発議第 1 号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書
の提出

請願第 1 号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

村長所信表明

- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 承認第 1 号令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 7 号) を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 5 議案第 1 号鳴沢村職員の特殊勤務手当に関する条例を定める件
- 日程第 6 議案第 2 号鳴沢村の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例を定める件
- 日程第 7 議案第 3 号鳴沢村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 4 号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 5 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 0 議案第 6 号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 1 議案第 7 号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 2 議案第 8 号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 3 議案第 9 号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例を定める件

日程第 1 4 議案第 1 0 号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

日程第 1 5 議案第 1 1 号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件

日程第 1 6 議案第 1 2 号鳴沢村村道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例を定める件

日程第 1 7 議案第 1 3 号村道路線の認定及び廃止の件

日程第 1 8 議案第 1 4 号道の駅なるさわの指定管理者指定の件

日程第 1 9 議案第 1 5 号なるさわ富士山博物館及びフジエポックホールの指定管理者指定の件

日程第 2 0 議案第 1 6 号令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 8 号)

日程第 2 1 議案第 1 7 号令和 2 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 2 2 議案第 1 8 号令和 2 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 2 3 議案第 1 9 号令和 2 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 2 4 議案第 2 0 号令和 3 年度鳴沢村一般会計予算

日程第 2 5 議案第 2 1 号令和 3 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

日程第 2 6 議案第 2 2 号令和 3 年度鳴沢村簡易水道事業特別会

計予算

日程第 2 7 議案第 2 3 号令和 3 年度鳴沢村介護保険特別会計予算

日程第 2 8 議案第 2 4 号令和 3 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

日程第 2 9 議案第 2 5 号令和 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

◎議長挨拶

議長（小林昭一君） 皆さん、改めましてこんにちは。

令和3年第1回鳴沢村議会定例会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和3年第1回鳴沢村議会定例会へのご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員並びに村執行部の皆様におかれましては、平素から議会の運営に当たりましてご理解とご支援をいただきますことを重ねて厚く御礼を申し上げます。

さて、本日、未曾有の災害をもたらした東日本大震災から10年を迎えます。マグニチュード9.0、これは日本国内の観測史上最大規模、アメリカ地質調査所の情報によれば、1900年以降、世界でも4番目の規模の地震でした。10年がたった今も、東北地方太平洋沖地震の余震域内では規模の大きな地震が絶えず、今後も地震活動に警戒が必要だそうです。

午後2時46分になりましたら、本会議の審議のさなかではございますが、皆様のご協力をいただき、犠牲となられた方々に黙禱をささげたいと思います。

さて、今定例会の主な審議内容は、様々な条例制定・改正のほか、令和2年度鳴沢村一般会計及び特別会計補正予算、令和3年度鳴沢村一般会計及び特別会計予算等であります。

新型コロナウイルス感染予防のための措置を講じながらの定例会となりますが、積極的に議員の皆様のご発言をお願い申し上げます。慎重審議いただきますよう重ねてよろしくようお願い申し上げます。

開会 午後1時32分

議長（小林昭一君） ただいまから、令和3年第1回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦直樹君、小林清一君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、令和3年2月18日に山梨県自治会館において、町村議会議長会議が開催されました。審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、令和2年第4回定例会において議決した各委員会の閉会

中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。
議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査に関してご報告させていただきます。

令和2年第4回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、12月24日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月5日の午後2時及び8日の午後4時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに、委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、3月5日の委員会で申し合わせた事項については、次の4項目です。

1、会期は本日より3月18日までの8日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、3月8日正午までとすること。

4、定例会の開催に当たっては、配布済みの案のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

以上であります。

次に、3月8日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、8日正午に通告が締め切られた5名5件の一般質問通告書の取扱いについて、土屋文明議員の通告書の文言を一部修正した上で、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 総務教育厚生常任委員長 三浦雄一郎君。

総務教育厚生常任委員長（三浦雄一郎君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第4回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、12月24日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月8日午後6時40分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、4Hクラブとの意見交換についての1件です。

委員会開催に先立って、議員控室において、4Hクラブの方々と座談会を開催し、団体の活動だけに限らずご意見やご要望を伺いました。

座談会では、アライグマによる農作物被害、新規就農者への住居や機械等の支援の必要性、畑に隣接する山林がもたらす日照への影響、繁忙期の人手不足など、様々なご意見や問題・課題等が挙げられました。

座談会終了後に、議員控室で委員会を開催し、4Hクラブの方々から挙げられたご意見やご要望について協議を行いました。

協議を行った結果、堆肥としての鶏ふん購入費の補助金の創設について、全員協議会において総務教育厚生常任委員会からの意見として提言し、協議していくことなどを決定いたしました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 建設産業経済常任委員長 渡辺正人君。

建設産業経済常任委員長（渡辺正人君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第4回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に申し出、12月24日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月5日、午後3時10分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため総務課長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、道の駅リニューアルについて、公共施設の状況把握等について、その他の3件です。

会議ではまず、道の駅のリニューアルについて、1月29日と2月19日に実施した道の駅専門部会での協議事項についての報告を行い、その内容を基に意見交換を行いました。

協議の結果、生き生き広場の活用やPR用のプロモーションビデオの撮影について、専門部会を通じて関係部署に提言していくこと、また、山梨大学からの報告も参考にして、道の駅の現場担当者等と道の駅なるさわの改善に向けた意見交換をしていくことといたしました。

続いて、公共施設の状況把握等については、協議に先立ち、総務課長より新庁舎建設についての進捗状況をご説明いただきました。

その後、公共施設の視察について協議し、総合センター、保育所、勤労青年センターの視察を次回6月定例会の会期中に実施する方向で検討・調整していくことといたしました。

次に、その他協議事項として、振興課よりご提供いただいた、新たな猿の群れに関する対応状況について報告を行いました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第4回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月24日の本会議において議決された件についての報告であります。

1月21日、午後1時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第43号（案）について及び議会だよりモニターからの意見への対応についての2件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第43号について、レイアウト、記事内容等を協議し、先月2月1日に配布いたしました。

今回の議会だよりでは、総務教育厚生常任委員会による鳴沢樹型の里加工部会との座談会や、建設産業経済常任委員会での道の駅なるさわ改善策等の協議、タブレット端末導入に向けての議員研修などを掲載し、また、議会から村長への要望書の回答についても特集として掲載いたしました。

また、議会だよりモニターからの意見への対応については、先進他自治体の事例を参考に、個別回答は行わずに、取り入れられるものについては、誌面作成の際の参考として取り入れていくことといたしました。

なお、その他の事項として、令和2年度山梨県広報コンクール

の町村議会広報部門において、鳴沢村議会だより第42号が3年ぶり4回目となる奨励賞を受賞いたしました。このことも併せてご報告させていただきます。

関係各位には、改めて御礼を申し上げます。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 令和3年鳴沢村第1回定例会に臨みまして、議員さん全員のご参会に敬意を表するものであります。

議長から所信表明の許可をいただきましたので、本定例会でご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、今後の村政運営についての所信の一端を申し上げます。

皆さんもご承知のとおり、前年の新型コロナウイルス感染症発生以来、村の行事等の催しも規模の縮小や中止など、影響が生じております。村主催の敬老会は、弁当を配布するなど工夫いたしました。令和3年度におきましても、感染拡大防止の観点から、富士・鳴沢紅葉ロードレースは中止と判断させていただきました。

新型コロナワクチンの接種は、4月から来年の2月末まで予定されています。全額公費（無料）で、16歳以上の全国民の方が対象となっておりますが、まずは65歳以上の高齢者の方から随時接種が開始されます。

本村におきましても、スムーズに接種ができるよう山梨県及び富士吉田医師会などの関係機関と協議を行っております。

また、この度上程した令和3年度予算案の編成におきましても、コロナ禍による歳入の減少、コロナ対策の歳出の増加が見込ま

れております。厳しい予算編成となりましたが、基礎的自治体として、住民福祉の向上につながるよう創意工夫を行っております。

一般会計の予算総額は、対前年度比2.7%増加の20億8,000万円余りとなっております。

主な事業内容は、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、鳴沢小学校の手洗い場を感知式の自動水栓にする改修工事、鳴沢いきやりの湯のエアコン改修工事、防災・公共インフラ等の維持整備としまして、道の駅なるさわの浄化槽改修工事、村道改良工事と水道管布設替え工事、地域活性化の推進としまして、地域おこし協力隊の受入れ（2名）と募集広告の増額、三世代同居等支援事業補助金の継続、このほか、第5次の長期総合計画の見直し策定事業、村ホームページのリニューアル事業など、住民福祉の向上が図られるよう、様々な事業となっております。

新年度におきましては、村民を対象とした新型コロナワクチンの接種が始まりますが、感染防止対策と社会経済活動の制約があり、先の見通せない状況が続いております。今後も新型コロナウイルス対策として、その状況に応じた事業の実施や予算措置を行っていきたいと考えております。

また、地方においては、少子高齢化がますます進行しております。コロナ禍をはじめ、社会経済情勢の目まぐるしい変化に柔軟かつ適切に対応するため、これまで以上に的確な行財政運営が求められております。

村民の皆様が一番身近な基礎的自治体として、事業の効果や必要性などを十分精査し、最少の経費で最大の効果が挙がるよう、国・県の各種制度の補助金や交付金等の活用に努め、小さくても輝く鳴沢村を目指し、情熱を持ち、村政を運営していく所存

であります。

今後とも一層身を引き締め、全力を傾注してまいりますので、議員の皆様により一層のご支援と特段のご理解、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 以上で村長の所信表明を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（小林昭一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの8日間と決定しました。

◎日程第4 承認第1号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算 （第7号）を定める専決処分につき 承認を求める件

議長（小林昭一君） 日程第4、承認第1号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長
小林 優君。

村長（小林 優君） 承認第1号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）を定める専決処分につき承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第1号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算

(第7号)で、緊急を要するものとして、一般会計予算に308万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億8,438万7,000円としたものであります。

歳出の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について予防接種法の臨時接種に関する特例が設けられ、厚生労働大臣の指示により、市町村において予防接種を実施することになったことに伴い、ワクチンの接種が円滑にできる体制を整えるために必要な経費について予算計上したものであります。

事業実施に係る財源として、全額国庫支出金を見込んでおります。

速やかに事業を執行する必要があったため、2月16日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上で承認第1号についての提案理由の説明を終わります。

議長(小林昭一君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより、承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第1号鳴沢村職員の特殊勤務手当に関する 条例を定める件

議長(小林昭一君) 日程第5、議案第1号鳴沢村職員の特殊勤務手当に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(渡邊安司君) 議案第1号、鳴沢村職員の特殊勤務手当に関する条例を定める件についてご説明申し上げます。

一般職員が、新型コロナウイルス感染症対策業務として、感染症等防疫作業を行う場合、その作業について特例措置を講ずる必要があり、条例を定めるものです。

内容としましては、著しく危険で特殊な勤務で、給与上、特別の考慮を必要とし手当を支給します。

第4条は、従来からの感染症として分類されております、ペスト、結核、腸チフスなどの作業について規定したものです。

この条例の主旨であります新型コロナウイルス感染症の防疫作業の特例は、附則として定めております。

第2項では、令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告された感染症で、住民の生命及び健康を保護する作業と定義しております。

第3項では、その作業に従事した場合、1日につき3,000円を、また、長時間にわたり接して行う作業には4,000円を支給するとなっております。

なお、この条例は公布の日から施行します。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第2号鳴沢村の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第6、議案第2号鳴沢村の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡邊安司君） 議案第2号、鳴沢村の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例を定める件についてご説明申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律、令和2年法律第45号が、令和2年12月12日に施行され、町村議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成費用が公費負担の対象となりました。

現在、国・県に関する選挙になった場合、村内には、法令等に基づき16ヶ所の掲示場を設置しておりますが、ポスター掲示場の設置数が公費負担の上限金額の算定基礎となったことから、村議会の議員及び長の選挙におきましてもポスター掲示場の設置に関する条例を制定する必要性があり、上程した次第です。

第1条では、ポスター掲示場の設置に関することを規定しております。

第2条では、その総数の減少について規定しております。公職選挙法施行令第111条において、投票区の選挙人名簿登録者数と面積により設置箇所数が規定されており、また、公職選挙法第144条の2において、条例を定めることによりその総数を減ずることができることと規定されております。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第3号鳴沢村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第7、議案第3号鳴沢村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡邊安司君） 議案第3号、鳴沢村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定める件についてご説明申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律、令和2年法律第45号が令

和2年12月12日に施行され、町村議会議員及び長の選挙における選挙運動用の自動車の使用、また、選挙運動用ビラ及びポスターの作成費用が公費負担の対象となりました。

これは、候補者の経済的負担の軽減と候補者間の選挙運動の機会均等を図り、多様な人材が政治に参加することを目的に条例を制定するものです。

第1条では、公職選挙法の規定に基づき必要な事項を定める趣旨となっております。

第2条では、ハイヤー契約で自動車、運転手、燃料を含む一括契約をした場合、1日当たり6万4,500円を上限に公費負担する内容となっております。

第4条では、一括ではなく個別に契約する場合、自動車の借入れ1台のみ該当で1万5,800円、燃料代として1日当たり7,560円、運転手の雇用に関する契約の場合、1日当たり1万2,500円と各上限金額を定めています。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担の上限として1枚当たり7円51銭とし、その支払い手続を定めています。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の上限として1枚当たり3,000円とし、その支払い手続を定めています。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行します。また、この条例は公布の日以後、その期日を告示される選挙について適用します。

以上で議案第3号の提案理由の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第4号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第9 議案第5号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件

議長(小林昭一君) 日程第8、議案第4号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第9、議案第5号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(小林昌信君) 議案第4号、鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第5号、鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件について、提案

理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行され、附則第1条の2が削除されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第4号、議案第5号は同様の改正内容であるため、一括して改正点をご説明申し上げます。

議案第4号の1ページをご覧ください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、附則第1条の2により新型コロナウイルス感染症を暫定的に指定感染症としていましたが、特別措置法の改正により、新型コロナウイルスは新型インフルエンザ等に含まれ、恒久的に適用できることになりました。

議案第4号は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を定め、議案第5号は、新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例を定めたものになりますが、いずれも新型コロナウイルス感染症のみを対象とした時限的な特例措置であるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法の定義を適用していたものを、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症）」と改め、新型コロナウイルス感染症の定義づけをするものであります。

附則として、公布の日より施行するものであります。

以上で議案第4号及び第5号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより、議案第4号及び議案第5号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号及び議案第5号の2件は原案のとおり決定しました。

**◎日程第10 議案第6号鳴沢村介護保険条例の一部を改正
する条例を定める件**

議長(小林昭一君) 日程第10、議案第6号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長(小林昭博君) 議案第6号、鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申

し上げます。

本条例改正は、介護保険法第117条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画を策定することに伴い、新たな保険料額及びその期間を定める必要があるため、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義部分について所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正点につきましては、議案1ページ、第2条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「2万8,800円」を「3万2,400円」に、同項第2号及び第3号中「4万3,200円」を「4万8,600円」に、同項第4号中「5万1,840円」を「5万8,320円」に、同項第5号中「5万7,600円」を「6万4,800円」に、同項第6号中「6万9,120円」を「7万7,760円」に、同項第7号中「7万4,880円」を「8万4,240円」に、同項第8号中「8万6,400円」を「9万7,200円」に、同項第9号中「9万7,920円」を「11万160円」にそれぞれ改めるものであります。

平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画の保険料基準年額が、同項第5号改正前の「5万7,600円」であったため、第8期介護保険事業計画では、年額で7,200円、月額では600円増額することとなります。

第8期介護保険事業計画での保険料増額の主な要因につきましては、第1号被保険者の高齢者総数の増加に伴い給付費の増加を見込んだもので、保険料算定に関しましては、第7期計画期間の給付等の実績値及び伸び率等から第8期のサービス見込み

量等を推計し、サービス給付費総額、保険料収納必要額、人口推計に基づく第1号被保険者数などを算定した上で、準備基金から1,500万円ほどを充当し、保険料基準年額を算定したものであります。

なお、これら保険料額を含めた第8期介護保険事業計画につきましては、先月25日に鳴沢村高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画懇話会を開催し、計画案に対して委員の皆様のご承認をいただきましたことを申し添えます。

議案2ページ、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万7,280円」を「1万9,440円」に、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万7,280円」を「1万9,440円」に、「2万8,800円」を「3万2,400円」に、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万7,280円」を「1万9,440円」に、「4万3,200円」を「4万5,360円」にそれぞれ改めるものであります。

この第2項から第4項までにつきましては、低所得者に対する保険料軽減強化としての減額賦課で、保険料基準額に対する割合につきましては、第1段階が10分の3、第2段階は10分の5、第3段階は10分の7と、本年度同様の割合でそれぞれを引き下げるものであります。

また、議案3ページ、附則第6条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機

関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。次号において同じ。) 」に改め、「第一号被保険者」を漢数字から算用数字に改めるものであります。

なお、議案4ページ、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第6条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行すること、また、経過措置として、改正後の第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 1 1 議案第 7 号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第 1 2 議案第 8 号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第 1 1、議案第 7 号鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第 1 2、議案第 8 号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件の 2 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（小林昭博君） 議案第 7 号、鳴沢村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第 8 号、鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件の 2 議案について、提案理

由をご説明申し上げます。

本条例改正は、議案第7号、議案第8号ともに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正点が多岐にわたるため、議案第7号、議案第8号ともに条文の朗読は省略し、主要な改正箇所の概要説明に代えさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

議案第7号の1ページをご覧ください。

今回の本則改正に伴い、目次中、「第2章、指定居宅介護支援の事業の基本方針（第3条）」を追加し、第2章から第4章の章番号をそれぞれ1章ずつ繰下げ、「第6章、雑則（第33条）」を追加するものであります。

2ページ、第3条第5項は、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、体制整備等に関する事項の義務づけを、第6項は、介護関連情報の収集・活用及びPDCAサイクルの推進の推奨規定を指定居宅介護支援事業者に対して新たに求めるものであります。

3ページ、第6条第2項に、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者の前6ヶ月間に作成したケアプランのうち、規定した各サービスが位置づけられたケアプランが占める割合等について、利用者に説明を行うことを求める規定を新たに設けるものであります。

6ページ、第15条第1項第9号に、会議や多職種連携におけるICTの活用として、本号中のテレビ電話装置等を活用して会議を行うことができる旨の括弧書きを加える改正を行うものであります。

8 ページ、同条同項第 20 号の 2 として、生活援助の訪問回数
の多い利用者への対応として、区分支給限度基準額の利用割合
が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等の
ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を、事業所単位で抽
出するといった点検・検証の仕組みを新たに導入するものであ
ります。

10 ページ、第 20 条第 6 号として、虐待の防止のための措置
に関する事項を新たに規定するものであります。

第 21 条第 4 項として、事業者の適切なハラスメント対策、1
1 ページ、第 21 条の 2 として、業務継続に向けた計画等の策
定、研修及び訓練の実施等の義務づけ、次ページ、第 23 条の
2 として、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求め
る観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施
の義務づけを、第 24 条第 2 項に、重要事項について事業所
での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を
可能とする規定を新たに設けるものであります。

14 ページ、第 29 条の 2 として、虐待の発生またはその再発
を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、こ
れらの措置を適切に実施するための担当者の設置等を義務づけ
る規定を新たに設けるものであります。

15 ページ、第 6 章、雑則、第 33 条として、事業者の業務負
担軽減やいわゆるローカルルール解消を図る観点から、事業
者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的
な対応を認めて、その範囲を明確化し、また、利用者の利便性
向上や事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事
項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行
うものについて電磁的記録による対応を原則認めることとする
規定を設けるものであります。

なお、16ページ、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行するとし、第2条から第4条までの各経過措置規定をそれぞれ条建てで定めるものがあります。

以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。

引き続きまして、議案第8号の1ページをご覧ください。

議案第7号同様に、今回本則改正に伴い、目次中、「第7章、雑則（第34条）」を新たに追加するものであります。

第2条第5項として、高齢者虐待防止の推進に関する規定、2ページ、同条第6項として、情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進に関する規定、4ページ、第18条第6号に虐待防止のための措置に関する事項を、議案第7号同様にそれぞれ新たに規定するものであります。

5ページ、第19条第4項として、事業者の適切なハラスメント対策、第19条の2として、業務継続に向けた取組の強化、6ページ、第21条の2として、感染症対策の強化、第22条第2項として、運営規定等の掲示に係る見直し、7ページ、第27条の2として、高齢者虐待防止の推進、8ページ、第31条第9号に、会議や多職種連携におけるICTの活用規定を、議案第7号同様にそれぞれ新たに設けるものであります。

13ページ、第7章雑則、第34条として、これも議案第7号同様に記録の保存等に係る見直し規定を新たに設けるものがあります。

なお、14ページ、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとし、第2条から第4条までの各経過措置規定をそれぞれ条建てで定めるものであります。

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号及び議案第8号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号及び議案第8号の2件は原案のとおり決定しました。

◎日程第13 議案第9号 鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第14 議案第10号 鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介

護予防サービスに係る介護予防
のための効果的な支援の方法に
関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第13、議案第9号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第14、議案第10号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（小林昭博君） 議案第9号、鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第10号、鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件の2議案について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、議案第9号、議案第10号ともに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

改正点が多岐にわたるため、議案第9号、議案第10号ともに

条文の朗読は省略し、主要な改正箇所の概要説明に代えさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

議案第9号の5ページをご覧ください。

今回の本則改正に伴い、目次中、「第10章、雑則（第203条）」を新たに追加するものであります。

第3条第3項は、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、体制整備等に関する事項の義務づけを、第4項は、介護関連情報の収集・活用及びPDCAサイクルの推進の推奨規定を指定地域密着型サービス事業者に対して新たに求めるものであります。

7ページ、第6条第5項第1号から、次ページ、同項8号までに関しましては、事業所の同一敷地内に基準で定めた施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定に関わらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることのできる規定を加えるものであります。

11ページ、第31条第8号は、虐待防止措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するものであります。

第32条第5項は、事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた対策を求めるものであります。

12ページ、第32条の2は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業者による業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の実施等を義務づけるものであります。

第33条第3項は、事業者による感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務づけるものであります。

13 ページ、第34条第2項は、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とするものであります。

14 ページ、第39条第1項は、テレビ電話装置等を活用して協議会を行うことができる等の旨を加える改正を行います。

15 ページ、第40条の2は、事業者に対し、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者の設置等を義務づける規定を新たに設けるものであります。

以上、第6条から第40条の2までの改正に関しては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に対する規定となっております。

16 ページ、第47条第1項第1号から第3号までの改正は、オペレーターの配置基準等の緩和に係る改正を行うことに伴う技術的な改正で、本号から削られる内容は、改正後の本条第3項として定められるものであります。

18 ページ、同条第3項は、改正前の本条第1項第1号で定められていた、オペレーターの専従義務とその例外を定めるもの、同条第4項は、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、オペレーターの取扱いを可能とするもの、19 ページ、同条第5項から7項までは、改正前の本条第1項第3号で定められていた内容を改めて定めるものであります。

20 ページ、第55条第8号は、虐待防止措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するものであります。

第56条第2項及び次ページ、同条第3項は、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に事業を一部委託すること、複数の事業所間で随時対応サービスを集約化することを可能とするもの、次ページ、同条第5項は、ハラスメント対策の強化を規定するものであります。

第57条第2項は、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることを求める規定であります。

第59条に関しましては準用規定の改正であります。

以上、第47条から第59条の2までの改正に関しては、指定夜間対応型訪問介護事業者に対する規定となっております。

29ページ、第59条の12第10号は、虐待防止措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するものであります。

第59条の13第3項は、後段に、事業者に対し、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づける項目を、次ページ、同条第4項は、ハラスメント対策の強化を規定するものであります。

第59条の15第2項は、非常災害対策が義務づけられている事業者を対象に、避難等訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないことを規定するものであります。

第59条の16第2項は、感染症対策の強化、32ページ、第59条の17第1項は、会議や多職種連携におけるICTの活

用、33ページ、第59条の20及び35ページ、第59条の20の3に関しましては、準用規定の改正であります。

40ページ、第59条の34第9号は、虐待防止措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するもの、41ページ、第59条の36第1項は、会議や多職種連携におけるICTの活用、42ページ、第59条の38は準用規定の改正であります。

以上、第59条の3から第59条の38までの改正に関しましては、指定地域密着型通所介護事業者に対する規定となっております。

47ページ、第66条第1項中の追加は、共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所等の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所のほかの職務に従事することを可能とするものであります。

48ページ、第73条第10号は、虐待防止措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するもの、49ページ、第80条に関しましては準用規定の改正であります。

以上、第61条から第80条までの改正に関しましては、指定認知症対応型通所介護事業者に対する規定となっております。

50ページ、第82条第6項及び第10項は、100及び101ページの別記1のとおり、小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しを行うものであります。

54ページ、第87条第1項は、会議や多職種連携におけるICTの活用、56ページ、第100条第10号は、虐待防止措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するものであります。

第101条第2項は、過疎地域等において、地域の实情により事業所の効率的運営に必要であると村が認めた場合に、人員・

設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととするを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする規定であります。

57ページ、第108条に関しましては準用規定の改正であります。

以上、第82条から第108条までの改正に関しましては、指定小規模多機能型居宅介護事業者に対する規定となっております。

60ページ、第110条第1項ただし書の追加は、認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しで、1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策を取っていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とするものであります。

61ページ、同条第9項の追加は、複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設するものであります。

62ページ、第111条第2項の追加は、サテライト型事業所の基準を創設するもので、サテライト型事業所のグループホーム管理者と本体事業所のグループホーム管理者を兼務することを可能とするものであります。

第113条第1項は、経営の安定性の観点から、ユニット数について、サテライト型事業所を除き、原則1または2から、1

以上3以下に引き上げるものであります。

63ページ、第117条第7項第1号は、会議や多職種連携におけるICTの活用、同条第8項は、業務効率化の観点から、既存の外部評価は維持した上で小規模多機能型居宅介護等と同様に自己評価を行い、運営推進会議に報告して、その評価を受けた上で公表する仕組みを……

議長（小林昭一君） 説明の途中ですが、ここで暫時休憩し、震災により犠牲となられた方々に対し哀悼の意を表するため、1分間の黙禱を行います。

休憩 午後2時46分

再開 午後2時47分

議長（小林昭一君） それでは、会議を再開いたします。

福祉保健課長、引き続き説明をお願いいたします。

福祉保健課長（小林昭博君） では、第122条から始めます。

第122条第7号は、虐待防止措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するもの、第123条第3項は認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、次ページ、同条第4項はハラスメント対策の強化、第128条に関しましては準用規定の改正であります。

以上、第110条から第128条までの改正に関しましては、指定認知症対応型共同生活介護事業者に対する規定となっております。

69ページ、第138条第6項第1号は、会議や多職種連携におけるICTの活用、第145条第9号は、虐待防止の措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するもの、第146条

第4項は、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、次ページ、同条第5項は、ハラスメント対策の強化を規定するもの、71ページ、第149条は準用規定の改正であります。

以上、第130条から第149条までの改正に関しましては、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に対する規定となっております。

72ページ、第151条第1項ただし書の追加に関しては、サテライト型を除く地域密着型特別養護老人ホームにおいて、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とするものであります。

同条同項第4号は、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置づけるもの、同条第3項は、従来型施設とユニット型施設を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合には、介護・看護職員の兼務を可能とするための規定を削除、74ページ、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、76ページ、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加えるものであります。

77ページ、第157条第6項第1号及び第158条第6項は、会議や多職種連携におけるICTの活用、78ページ、第163条の2は、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと、第163条の3は、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めることを新たに規定するものであります。

第168条第8号は、虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するもの、79ページ、第169条第3項は、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、同条第4項は、ハラスメント対策の強化を規定するものであります。

80ページ、第171条第2項第1号は、会議や多職種連携におけるICTの活用、同項第3号は感染症予防及び蔓延防止のための訓練の実施を加えるものであります。

第175条第1項第3号は、事故発生または防止に関して、会議や多職種連携におけるICTの活用、同項第4号は、措置を適切に実施するための担当者の設置を求めるものであります。

81ページ、第177条に関しましては準用規定の改正であります。

83ページ、第180条は、施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、1ユニットの定員を現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とすることと、1の居室の面積等を改めて定めるものであります。

85ページ、第182条第8項第1号は、会議や多職種連携におけるICTの活用、86ページ、第186条第9号は、虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するもの、第187条第4項は、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、次ページ、同条第5項は、ハラスメント対策の強化、第189条に関しましては準用規定の改正であります。

以上、第151条から第189条までの改正に関しては、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に対する規定となっております。

92ページ、第202条に関しましては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に対する準用規定の改正であります。

94 ページ、第10章、雑則、第203条は、介護サービス事業者の業務負担軽減や、いわゆるローカルルール解消を図る観点から、事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化し、また、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明及び同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする規定を設けるものであります。

95 ページ、附則第6条第1項は、略称規定の定め直し、96 ページ、附則第10条から第12条、98 ページ、附則第15条及び第16条に関しては、規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改めるものであります。

なお、101 ページ、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとし、第2条から第10条までの各経過措置規定をそれぞれ条建てで定めるものであります。

また、104 ページ、附則第11条で、この条例の施行の際、現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号イ（ハ）（2）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。

引き続きまして、議案第10号の2ページをご覧ください。

議案第9号同様に、今回の本則改正に伴い、目次中、「第5章、雑則（第91条）」を新たに追加するものであります。

第3条第3項及び、次ページ、第4項については、議案第9号

同様に、高齢者虐待防止の推進、介護関連情報の収集・活用及びPDCAサイクルの推進の推奨規定を指定地域密着型介護予防サービス事業者に対して新たに求めるものであります。

7ページ、第10条第1項は、共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所等の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所のほかの職務に従事することを可能とするものであります。

8ページ、第27条第10号は、虐待防止のための措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するもの、第28条第3項は、後段に、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づける項目を、また、同条第4項は、ハラスメント対策の強化を求めるものであります。

9ページ、第28条の2は、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施等を義務づけるものであります。

10ページ、第30条第2項は、非常災害対策が義務づけられている事業者を対象に、避難等訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこと、第31条第2項各号は、事業者感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務づけるものであります。

11ページ、第32条第2項は、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とするものであります。

12ページ、第37条の2は、事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者の設置等を義務づけ

るものであります。

13ページ、第39条第1項は、会議や多職種連携におけるICTの活用を加える改正であります。

以上、第7条から第42条までの改正に関しましては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に対する規定となっております。

14ページ、第44条第6項及び16ページ、同条第10項は、34及び35ページの別記1のとおり、小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しを行うものであります。

20ページ、第49条第1項は、会議や多職種連携におけるICTの活用、第57条第10号は、虐待防止のための措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するものであります。

第58条第2項は、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととするを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする規定であります。

21ページ、第65条に関しましては準用規定の改正であります。

以上、第44条から第67条までの改正に関しては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に対する規定となっております。

25ページ、第71条第1項ただし書中の追加は、認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しを図るもので、26ページ、同条第9項は、サテライト型事業所の基準を創設するものであります。

28ページ、第72条第2項は、サテライト型事業所のグルー

プホーム管理者と本体事業所のグループホーム管理者を兼務することを可能とするもの、第74条第1項は、経営の安定性の観点から、ユニット数について、サテライト型事業所を除き、原則1または2から、1以上3以下に引き上げるものであります。

29ページ、第78条第3項第1号は、会議や多職種連携におけるICTの活用、第79条第1項は、本条のグループホーム管理者の兼務制限の対象から、当該兼務の場合を除外するものであります。

30ページ、第80条第7号は、虐待防止のための措置に関する事項を運営規程の記載事項に追加するもの、第81条第3項後段は、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、同条第4項は、ハラスメント対策の強化を求めるものであります。

31ページ、第86条は準用規定の改正、32ページ、第87条第2項は、外部評価に係る運営推進会議の活用を規定するものであります。

以上、第71条から第87条までの改正に関しては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に対する規定となっております。

第5章、雑則、第91条として、議案第9号同様に記録の保存等に係る見直し規定を設けるものであります。

なお、35ページ、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとし、第2条から第5条までの各経過措置規定をそれぞれ条建てで定めるものであります。

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号及び議案第10号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号及び議案第10号の2件は原案のとおり決定しました。

**◎日程第15 議案第11号鳴沢村道路法施行条例の一部を
改正する条例を定める件**

議長（小林昭一君） 日程第15、議案第11号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長（木暮富人君） 議案第11号、鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

道路法施行令の一部改正に鑑み、村が管理する道路に係る占用料の額について、国の管理する道路に係る占用料の額に準じて

改定することに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正点をご説明申し上げます。

7 ページをご覧ください。

条例第7条関係の別記1について、占用物件の各種ごとに占用料を改正するものです。

種別が多いため種別ごとの説明は省略させていただきますが、上位法令である道路法施行令の一部を改正する政令において、平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた額が改正されたもので、同命令に準拠して村条例を規定していることから今回改正するものです。

以上について、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第16 議案第12号鳴沢村村道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長(小林昭一君) 日程第16、議案第12号鳴沢村村道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長(木暮富人君) 議案第12号、鳴沢村村道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

平成31年4月、道路構造令の一部が改正され、自転車通行帯に関する規定の新設、自転車道の設置要件の追加等がなされました。

また、令和元年9月に策定された山梨県自転車活用推進計画により、令和2年3月30日に山梨県県道の構造基準等を定める条例が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正点をご説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加えます。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」

を加えます。

2 ページをご覧ください。

第7条第11項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第4項から第10項までを1項ずつ繰下げ、第3項の次に、次の1項を加えます。

4 第2項の規定にかかわらず、自転車道及び自転車通行帯のいずれも設けない第3種又は第4種の道路の車道の左側に設ける路肩の幅員は、1メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

次に、第7条に次の1項を加えます。

13 車道の左側に設ける路肩は、自転車の安全かつ円滑な通行に配慮した構造とするものとする。

第8条の次に、次の1条を加えます。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

以上について、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 17 議案第 13 号村道路線の認定及び廃止の件

議長（小林昭一君） 日程第 17、議案第 13 号村道路線の認定及び廃止の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。振興課長（木暮富人君） 議案第 13 号、村道路線の認定及び廃止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

現況道路と道路台帳の整理を行うため、道路法第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定に基づき、村道の認定及び廃止を行います。

また、同法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求める必要があるため提案するものです。

議案の 1 ページをご覧ください。

廃止は、村道 1 級 1 号線ほか 2 路線の計 3 路線です。

認定は、村道 1 級 1 号線及び村道 668 号線の計 2 路線となります。

なお、議会の議決が必要となるのは、各路線の起点・終点に変更となる場合であり、また、路線の起点・終点に変更がある場合、変更という方法ではなく、それぞれの路線を一度廃止し、認定し直すものであることをあらかじめご了承ください。

詳細につきましては、お配りしてあります議案第 13 号の参考資料をご覧ください。

参考資料の 1 ページから 3 ページが村道 1 級 1 号線及び村道 668 号線に係る資料です。1 ページが各路線の廃止及び認定の事由、延長、面積の詳細で、2 ページと 3 ページが道路台帳現況平面図となります。

天神山入口交差点の改良工事が完成し、交差する村道の線形が変わったことに伴うもので、村道 1 級 1 号線及び 668 号線をまず廃止し、1 級 1 号線を完成後の交差点形状に合わせ、国道

に接道する部分まで認定し、それに伴い村道668号線の起点を国道南側接道部分にするものです。

続いて、資料の4ページから6ページをご覧ください。

4ページが路線の廃止事由、延長、面積の詳細、5ページが位置図、6ページが現地写真となります。

村道417号線は、民地の一部を認定しており、現況も道路としての機能はなく、将来にわたって公共の用に供する見込みもないことから廃止を行うものです。

以上について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 18 議案第 14 号道の駅なるさわの指定管理者指定の件

議長（小林昭一君） 日程第 18、議案第 14 号道の駅なるさわの指定管理者指定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（三浦寿得君） 議案第 14 号、道の駅なるさわの指定管理者指定の件について、提案理由の説明を申し上げます。

施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、利用者サービスの向上とコストの節減等を図るため、指定管理者制度を導入しておりますが、現在の指定管理者である鳴沢村農業協同組合の指定期間が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となります。

現在、指定管理を行っている鳴沢村農業協同組合は、これまでに道の駅なるさわのホームページ作成による情報発信の強化や、安心安全な農産物の販売といった取組を行っております。また、施設の維持管理を適正に行い、イベントでの集客、マルシェやキッチンカーなど、地域の活力を有効に取り込み、道の駅全体の活性化につなげております。

さらに、次年度以降はオンラインショップの開設を計画し、売上額の増加を目指しております。

このように鳴沢村の農業振興や地元特産品の販売促進、地元雇用の推進や出荷農家への指導・助言等は鳴沢村農業協同組合ならではの強みであり、今後も地域の企業の一つとして大きく飛躍していただき、道の駅を通して村のさらなる発展につなげていきたいと考えております。

以上の点を評価した結果、鳴沢村公の施設に係る指定管理者の

指定手続等に関する条例第5条第3項の規定により、鳴沢村農業協同組合を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、指定管理者として再指定するものであります。

指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第14号の提案理由についての説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第19 議案第15号なるさわ富士山博物館及びフジエポックホールの指定管理者指

定の件

議長（小林昭一君） 日程第19、議案第15号なるさわ富士山博物館及びフジエポックホールの指定管理者指定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。
企画課長（三浦寿得君） 議案第15号、なるさわ富士山博物館及びフジエポックホールの指定管理者指定の件について、提案理由の説明を申し上げます。

施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、利用者サービスの向上とコストの節減等を図るため、指定管理者制度を導入しておりますが、現在の指定管理者である株式会社日食の指定期間が令和3年3月31日をもって満了となります。

新型コロナウイルス感染症拡大などにより観光客が減少する中、グループ企業として類似施設があることを強みとした誘客や、道の駅なるさわに訪れた観光客への足を使った宣伝を行うなど、堅実な営業を行い、良好な成績で運営しており、今後もさらなる良好な運営が思慮されることから、鳴沢村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第3項の規定により、株式会社日食を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、指定管理者として再指定するものであります。

指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第15号の提案理由についての説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第20 議案第16号令和2年度鳴沢村一般会計補正
予算(第8号)

◎日程第21 議案第17号令和2年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算(第3号)

◎日程第22 議案第18号令和2年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算(第2号)

◎日程第23 議案第19号令和2年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算(第3号)

議長(小林昭一君) 日程第20、議案第16号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算(第8号)から、日程第23、議案第19号令和2年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第3号)までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第16号、令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第8号）から、議案第19号、令和2年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）までの4議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものや余剰金の処分として新たに1億6,785万1,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を36億544万円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、特別退職負担金250万6,000円、財務・会計電算機整備・管理事業211万2,000円、戸籍住民基本台帳事務諸費110万5,000円、余剰が見込まれる3億6,332万円を公共施設建設基金に積み立てるほか、年度末となり、決算見込額が把握できる状況となったことから、減額できる部分について不用額の減額を行うものであります。

歳入の内訳としましては、村税1,300万円、普通交付税1億1,832万5,000円、繰越金4,004万2,000円などを見込むものであります。

なお、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、道の駅なるさわ運営事業558万1,000円、道路敷分筆・所有権移転登記事業500万円、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業285万6,000円、中山間地域総合整備事業14万1,000円の4事業、合計で1,357万8,000円を令和3年度へ繰越しできるものとして設定するものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第16号から議案第19号までの提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第19号までの4件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

間もなく午後3時30分となりますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎日程第24 議案第20号令和3年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第25 議案第21号令和3年度鳴沢村国民健康保険
特別会計予算

◎日程第26 議案第22号令和3年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計予算

◎日程第27 議案第23号令和3年度鳴沢村介護保険特別
会計予算

◎日程第28 議案第24号令和3年度鳴沢村介護予防支援
事業特別会計予算

◎日程第29 議案第25号令和3年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計予算

議長（小林昭一君） 日程第24、議案第20号令和3年度鳴沢村一般会計予算から、日程第29、議案第25号令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第20号、令和3年度鳴沢村一般会計予算から、議案第25号、令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別

会計予算までの6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第20号、令和3年度鳴沢村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額20億8,270万円で、前年度比2.7%、5,396万9,000円の増となりました。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、世界経済は短期間のうちに甚大な打撃を受け、戦後最悪の景気後退と言われていています。ワクチンの普及により景気回復が期待されますが、完全な収束には数年かかるとも言われています。我々は一致団結して力強い回復を成し遂げなければなりません。

地方自治体を取り巻く環境も、少子高齢化の進行をはじめとする多様な課題が山積みされているところであります。

当村においては、村税収入について前年度と比較して約1割の減収が見込まれます。また、地方交付税については、令和3年度の国の地方財政計画においても前年度と同水準を確保するとされていますが、将来的には徐々に減少することが推測されています。

一方、歳出面では、社会保障費の増加、公共施設の老朽化による維持補修費の増加等により、今後、財政が硬直化することが懸念されます。

このような財政状況の中、より一層の財源確保が求められるところであります。今年度については大幅な財源不足が危惧される中、不急の支出を抑え、新型コロナ対策に備えるとともに、可能な限り、国・県支出金などの特定財源を積極的に確保した上での予算編成を行いました。また、ふるさと応援寄附基金を活用し、各種事業へ充当を行いました。

歳出においての新規事業などについては、所信表明で一端を述べさせていただきましたが、主な歳出といたしまして、道の駅

なるさわの浄化槽改修工事などを行う道の駅なるさわ運営事業
1億499万5,000円、村道の舗装打ち換え工事を行う村
道改良事業6,135万9,000円、新型コロナウイルスワ
クチンの予防接種を行う新型コロナウイルスワクチン予防接種
事業3,695万1,000円、いきやりの湯のエアコン改修
工事などを行う鳴沢いきやりの湯運営事業2,994万4,0
00円、小学校給食の安定供給のため業務委託を行う学校給食
運営事業2,954万5,000円、村ホームページのリニュー
ーアルなどを行う鳴沢村ホームページ等情報提供システム管理
事業1,139万7,000円などを計上しております。

歳入につきましては、村税7億1,147万6,000円、特
別交付税を含む地方交付税5億9,612万3,000円、国
庫支出金1億9,672万5,000円、県支出金1億265
万6,000円などを見込んでおります。なお、不足する財源
につきましては、財政調整基金など1億4,774万4,00
0円を繰り入れます。

続いて、議案第21号、令和3年度鳴沢村国民健康保険特別会
計予算から、議案第25号、令和3年度鳴沢村後期高齢者医療
特別会計予算までの5件につきましては、各特別会計の歳入歳
出合計といたしまして、8億6,703万8,000円で、前
年度比6.7%、5,413万円の増となっております。

以上が令和3年度一般会計並びに特別会計の予算概要となりま
すが、引き続き歳入の確保及び歳出の節減・合理化に努め、健
全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位
におかれましても特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第20号から議案第25号までの6件についての提
案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第25号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（小林昭一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は3月12日から17日までの6日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は3月12日から17日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は3月18日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月11日

議会議長

署名議員

署名議員

令和3年3月18日再開

1、出席議員

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 三浦 雄一郎 | 2番 渡辺 正人 |
| 3番 渡辺 宗司 | 4番 土屋 文明 |
| 5番 渡辺 次男 | 6番 三浦 直樹 |
| 7番 小林 清一 | 8番 渡邊 明雄 |
| 9番 佐藤 博水 | 10番 小林 昭一 |

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第16号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算
(第8号)
日程第4 議案第17号令和2年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第5 議案第18号令和2年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 6 議案第 19 号令和 2 年度鳴沢村介護保険特別会計補
正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 20 号令和 3 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 8 議案第 21 号令和 3 年度鳴沢村国民健康保険特別会
計予算
- 日程第 9 議案第 22 号令和 3 年度鳴沢村簡易水道事業特別会
計予算
- 日程第 10 議案第 23 号令和 3 年度鳴沢村介護保険特別会計予
算
- 日程第 11 議案第 24 号令和 3 年度鳴沢村介護予防支援事業特
別会計予算
- 日程第 12 議案第 25 号令和 3 年度鳴沢村後期高齢者医療特別
会計予算
- 日程第 13 同意第 1 号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件
- 日程第 14 同意第 2 号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求
める件
- 日程第 15 発議第 1 号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を
求める意見書の提出
- 日程第 16 請願第 1 号 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を
求める請願
- 日程第 17 一般質問
- 日程第 18 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（小林昭一君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡邊明雄君、佐藤博水君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

令和 2 年第 4 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

富士五湖広域行政事務組合議会、1 番 三浦雄一郎君。

1 番（三浦雄一郎君） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

令和 3 年第 1 回富士五湖広域行政事務組合議会定例会が 2 月 17 日、午後 2 時 3 0 分より開催されました。

議員 1 9 名と、会議事件の説明のために代表理事 堀内茂富士吉田市長、理事 小林優鳴沢村長をはじめ、事件説明のためにほかの理事及び執行部及び事務局の出席がありました。会期は 2 月 1 7、1 8 日、2 日間と決定されました。

会議事件は 1 3 件です。

まず、議案第1号令和3年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算について。

本案の予算総額は23億832万5,000円であり、前年度予算に比べ4億5,510万9,000円の減額となっております。

歳入では、関係市町村からの負担金16億9,605万8,000円、繰入金1億2,529万6,000円、国庫支出金2億2,457万8,000円、県支出金532万5,000円、諸収入346万2,000円が主なものです。

歳出では、議会費206万1,000円、総務費4,629万1,000円、消防費22億48万4,000円、公債費5,748万9,000円が主なものであります。

次に、議案第2号令和3年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計予算について。

本案の予算総額は、1億790万5,000円であり、前年度に比べ、258万7,000円の増額となっております。

歳入では、関係市町村からの負担金8,206万1,000円、使用料及び手数料2,167万円が主なものとなっております。

歳出では、火葬場の管理運営に関する総務費1億590万5,000円が主なものであります。

次に、議案第3号富士五湖広域行政事務組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正についてでありまして、人事院規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症患者等への対応業務に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例を措置するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号富士五湖広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてでありまして、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定

に関する基準を定める省令の一部改正をする省令」の施行に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号から7号については、工事請負契約の締結について（新庁舎建設建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事）でありまして、一般競争入札の結果が示され、それぞれ、工事共同事業者による落札者名と落札価格及び落札率の報告がありました。

次に、議案第8号令和2年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算補正第2号についてでありまして、新庁舎建設事業に係る継続費の補正として、令和3年度の年割額を11億7,604万円から5億7,316万6,000円減額し、6億287万4,000円とし、令和4年度の年割額5億6,247万円に5億7,316万6,000円を増額し、11億3,563万6,000円とするものであります。

継続費の総額に変更はなく、資金計画を見直す中で年割額の組替えを行うものであります。議案第1号から第8号まで、いずれも妥当と認められ原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号については、富士五湖広域行政事務組合公平委員会委員の選任についてでありまして、前任の小林喜代次氏が令和3年3月7日をもって任期満了となるため、新たに富士河口湖町船津の小林賢治氏を後任として選任するものであります。妥当と認められ原案のとおり可決されました。

最後に、選挙第1号、選任第1号、第2号については、前任者の残任期間に伴う選挙及び選任でありまして、まず富士五湖広域行政事務組合副議長選挙については、山中湖村選出議員の樋口重喜氏が選出され、富士五湖広域行政事務組合運営委員及び常任委員については、西桂町選出議員の武藤英一氏、中村常美

氏、山中湖村選出議員の堀内康雄氏がそれぞれ選出されました。

報告第1号についてですが、これは専決処分報告でありまして、富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正について、執行部の報告を受け、妥当と認められ承認されました。

以上で、令和3年第1回富士五湖広域行政事務組合議会定例会についての報告を終了します。

議長（小林昭一君） 青木が原ごみ処理組合議会、渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 令和3年第1回青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

2月9日、午前9時30分より招集され、会議が行われました。

議員6名と、会議事件説明のため、管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者の小林優鳴沢村長をはじめ、事件説明のために執行部7名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が2月9日の1日間と決定されました。

会議事件は2件で、まず、令和3年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出予算について。

内容としましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,469万9,000円と定めた原案のとおり可決されました。

次に、青木が原ごみ処理組合監査委員選任の同意を求めることについて。

渡辺好男氏が退職したため、富士河口湖町精進514番地53号の渡辺充氏を選任することが可決されました。

以上で、青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 青木ケ原衛生センター議会、5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 令和3年第1回青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

2月9日、午前11時より招集され、会議が行われました。

議員11名と、会議事件説明のために、管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長、副管理者の小林優鳴沢村長をはじめ、事件説明のために執行部7名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が2月9日の1日間と決定されました。

会議事件は1件で、令和3年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出予算の議定についての件で、内容としましては、歳入歳出の予算の総額が、歳入歳出それぞれ5,677万9,000円と定めた原案のとおり可決されました。

以上で、青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、7番小林清一君。

7番（小林清一君） 令和3年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

2月24日午後1時30分より全員協議会及び同日の午後2時30分より定例会が行われました。

議員26名と、会議事件説明のため広域連合事務局長をはじめ、総務課担当者の出席がありました。

全員協議会では、副議長の選任があり、忍野村の渡辺喜久一氏が選任されました。

議会運営委員の選任、峡東、峡南地区の委員の改選があり、選任されました。

3点目には先に開催されました議会運営委員会の結果についての説明がありました。

定例会に入りまして、会期は2月24日、1日と決まりました。

議案第1号山梨県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画（令和3年度から令和7年度）の策定について説明がありました。平成28年度から令和2年度までの第3次広域計画の期間終了に伴い、新たに第4次広域計画を策定するものです。

議案第2号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取り扱いに準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するものであります。期末手当基礎額に100分の130の割合が、100分の127.5改正されました。

議案第3号令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出それぞれ3億84万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億2,180万8,000円とする。

議案第4号令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出それぞれ8億9,957万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,049億660万7,000円とする。

議案第5号令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,339万3,000円とする。

議案第6号令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,054億4,094万3,000円とする。

いずれの議案も全員の賛成で可決されました。

その他として、議員より出された意見につきまして、一定所得以上の方の75歳以上の窓口負担2割の撤回について、質問が

ありました。事務局長よりの回答について、全国後期高齢者医療広域連合協議会による後期高齢者医療制度に関する要望書を取りまとめ、今年度の広域連合長会議において、山梨県を含め書面議決により全会一致で承認を経て、昨年8月6日に厚生労働大臣宛てに提出しました。内容の一部を抜粋しますと、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、慎重かつ十分な議論を重ねること、また、やむを得ず引き上げる場合は十分な周知期間、丁寧な説明や激変緩和措置を講じるなど、被保険者に対し、十分配慮すること。

「当広域連合としては、引き続き被保険者の立場に立って、機会あるごとに全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携し、国に要望してまいりたいと考えています」というような回答がありました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第16号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第8号）

◎日程第4 議案第17号令和2年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

◎日程第5 議案第18号令和2年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎日程第6 議案第19号令和2年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（小林昭一君） 日程第3、議案第16号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第8号）から、日程第6、議案第19号令和2年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）までの4件

を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 佐藤博水君。

予算決算常任委員長（佐藤博水君） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第16号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第8号）から、議案第19号令和2年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）までの4議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された4議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林昭一君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号から議案第19号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第16号から議案第19号までの4件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小林昭一君） 起立全員です。したがって、議案第16号から議案第19号までの4件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第7 議案第20号令和3年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第8 議案第21号令和3年度鳴沢村国民健康保険
特別会計予算

◎日程第9 議案第22号令和3年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計予算

◎日程第10 議案第23号令和3年度鳴沢村介護保険特別
会計予算

◎日程第11 議案第24号令和3年度鳴沢村介護予防支援
事業特別会計予算

◎日程第12 議案第25号令和3年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計予算

議長（小林昭一君） 日程第7、議案第20号令和3年度鳴沢村一般会計予算から、日程第12、議案第25号令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 佐藤博水君。

予算決算常任委員長（佐藤博水君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第20号令和3年度鳴沢村一般会計予算から、議案第25号令和3年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計6議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月12日及び16日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された6議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について十分に予算執行に生かされるよう一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林昭一君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号から議案第25号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第20号から議案第25号までの6件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(小林昭一君) 起立全員です。したがって、議案第20号から議案第25号までの6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第13 同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求め る件

議長(小林昭一君) 日程第13、同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件を議題といたします。

ここで教育長 渡邊伸一君から退席の申出がございましたので、これを許可いたします。

(教育長 渡邊伸一君 退場)

議長(小林昭一君) それでは提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 同意第1号、鳴沢村教育長の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

現教育長であります渡邊伸一氏が3月31日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、引き続き、鳴沢村1769番地、渡邊伸一氏を教育長として任命したいと思っております。

ご存じのように、人格が高潔で、優れた識見を持ち、適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございま

す。

ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林昭一君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

（教育長 渡邊伸一君 入場）

日程第14 同意第2号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件

議長（小林昭一君） 日程第14、同意第2号鳴沢村公平委員会委

員の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。
村長（小林 優君） 同意第2号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります小林祺一郎氏が3月31日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、後任といたしまして、鳴沢村3472番地1、渡辺虎英氏を選任したいと思います。

ご存じのように、人格高潔で、人事行政に関し識見を有し、適任と認められますので、地上公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

議長 (小林昭一君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第15 発議第1号子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書の提出

議長 (小林昭一君) 日程第15、発議第1号子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書の提出を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。3番 渡辺宗司君。

3番 (渡辺宗司君) 発議第1号子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

子どもの歯並びについては、学校健診の必要治療項目となっていますが、歯科矯正治療は特定の疾患に該当しない場合が多く、保険適用外の治療となるため、その費用負担が高額なことから矯正治療を断念するケースも少なくないようでございます。

このような状況を踏まえ、子育て支援の観点からも子どもたちの適正な歯科矯正治療を可能にするため、国において保険適用の拡充及び必要な周知を行い、保険適用に至らないケースにおいても、さらなる適用基準の拡充を検討することを要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣に対し、意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小林昭一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第16 請願第1号子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願

議長（小林昭一君） 日程第16、請願第1号子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める請願を議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第1号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採決とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

◎日程第17 一般質問

議長（小林昭一君） 日程第17、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡辺次男君からの「水道管の耐震適合率の現状は」の質問を許します。5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 水道管の耐震適合率の現状について村長に伺います。

2月3日の厚生労働省の発表では、全国で敷設された基幹的な水道管のうち、その場所で想定される最大規模の地震に耐えられる割合を示す耐震適合率が2019年度末時点で、前年度から0.6ポイント増の40.9%。都道府県別の適合率は、高い順で神奈川県72.3%、東京都64.5%、千葉県59.3%。最も低いのが徳島県24.4%、次いで秋田県24.9%、鳥取県26.4%の順で、山梨県は35.3%でした。

国土強靱化基本計画で22年度末までに適合率を50%とする目標達成は容易ではないとしています。また、先月、福島県沖を震源とする地震では、排水管の破損等による断水が最大2万5,000戸以上発生したことや、水道管の破裂により水が激しく噴出している映像等が報道されました。

本村の耐震適合率及び今後の計画はどのようになっていますか。また、水道管被災時の応急復旧工法は確率されていて、訓練などが行われているのか伺います。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林優君。

村長（小林 優君） 渡辺次男議員の質問にお答えするわけですが、私より村の簡易水道に詳しい振興課長に答弁をお願いいたします。

す。

議長（小林昭一君） 振興課長。

振興課長（木暮富人君） 渡辺次男議員の質問にお答えさせていただきます。

ご質問のとおり、令和元年度末時点における水道施設の耐震化の状況は、全国で40.9%、山梨県平均では35.3%となっており、厚生労働省においては南海トラフ地震や首都直下型地震など、発生が想定される大規模自然災害に備え、水道事業者における耐震化の支援をするため、財政支援の拡充や技術的支援に取り組んでおり、耐震化がさらに進むよう取り組んでいるところです。

鳴沢村の簡易水道については、総管路延長5万1,263メートルのうち、耐震性の高いポリエチレン管延長は7,146メートルで、耐震化率は13.9%となっております。耐震性能を有しない管路は4万4,117メートル、86.1%といまだ多く残っており、南海トラフ地震等、災害への備えにはまだまだ足りないと考えております。

水道管の布設替えについては、近年は村道改良と同時に行っておりますが、舗装の劣化状況と埋設管の布設年度や種類とを勘案し、路線を決定しており、布設の計画は策定していない状況です。

耐震性能を有する管路への布設替えは膨大な事業費が必要ですが、水道料金水準が極端に低く、また、将来的な給水人口の減少や、節水機器の増加等により水道料金収入の減少は避けられず、積極的な布設替えは不可能な状況です。これについては、令和3年度から令和5年度までの移行が義務化されている簡易水道事業の公営企業会計適用により、簡易水道事業の資産を整理・把握した上で、水道料金水準の適正化を進め、耐震性を有

した管路の布設替えの財源としたいと考えております。

また、災害時を想定した訓練ですが、近年停電時対応などの訓練を実施しており、水道管被災時の応急復旧工法については取り組んでおりませんので、今後の訓練計画の参考としたいと考えております。

以上で、渡辺次男議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 耐震化には膨大な事業費もかかり、水道料金の値上げにも波及する可能性もあるということでありましたが、災害はいつ発生するかは分かりません。幸い、21年度は基本計画の見直しの時になっていると思いますので、耐震化の具体的な数値目標なども設定して、なるべく早期の耐震化強化に努めてもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で、渡辺次男君の一般質問を終わります。

次に、「新型コロナウイルス感染症追加支援対策について」の質問を許します。1番 三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） 1番 三浦雄一郎です。

新型コロナウイルス感染症追加支援対策について、村長にお聞きします。

昨年度より、各方面に深刻な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症について、国、県の対策や本村独自の対策などが行われていますが、まだまだ先が見えない現状の中、今後も短期及び長期にわたる対策が必要と考えられていることから、今後の取組について考えをお聞かせください。

本村は、ほかの市町村に比べ、独自の施策を実施し、村民をはじめ、村内事業所などへ様々な支援を行ってきたと考えており

ます。そこで、これまでの取組について、村民や村内事業所への広報、周知徹底による支援・感染症対策は十分であったか。今後の取組について、さらに追加の支援策、感染症対策は考えているのかをお聞かせください。

また、職員は感染症対策にひたむきに従事してきたが、超過勤務等の労務管理や健康管理について、問題はなかったのか、職員の感染症対策のため勤務場所を分散させたが、その効果はあったのか、村民サービスの低下にはならなかったのか、併せてお聞かせください。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 新型コロナウイルス感染症対応で、どの課とも大変な時期ではありますが、事務分掌上関係のあります企画課長と総務課長に答弁をお願いします。

議長（小林昭一君） 企画課長。

企画課長（三浦寿得君） 三浦雄一郎議員からの新型コロナウイルス感染症追加支援対策についての質問にお答えいたします。

まず最初に、企画課所管業務である新型コロナウイルス感染症追加支援策と、村民・村内事業所への広報周知についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、各種支援策を行いました。交付金の第1次分として、令和2年5月1日に2,787万5,000円の交付限度額について内示を受け、鳴沢村新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、支援策について検討いたしました。支援策といたしまして、村民へのマスク配布、子育て・学生応援臨時給付金、在宅介護支援給付金、障害児者通所等利用者支援金事業の4事業を実施し、事業額2,463万6,000円を執行いたしました。

また、第2次分として、令和2年6月に家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分1,138万1,000円、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分として7,605万4,000円の合計8,743万5,000円の内示を受け、各種支援策を行いました。新型コロナウイルス感染拡大により打撃を受けた村内事業者及び村民の生活を応援することを目的としたくらし応援商品券配布事業に3,254万1,000円、県の新しい生活様式推進機器購入等支援事業への支援拡充策として、備品購入費や設備改修に700万円、売上げが落ち込んだ中小事業者への支援措置に250万円、さらに感染症予防対策として、避難所における感染症予防対策のための物品購入及び備蓄用品の保管場所となる防災倉庫の設置に3,234万7,000円、鳴沢保育所のホールエアコン設置に2,310万円、なるさわ富士山博物館のトイレ改修に792万円の合計1億540万8,000円を執行しました。

質問のありました追加支援策についてですが、第3次分として、令和3年2月に新型コロナウイルス感染症対応分520万6,000円、地域経済対応分3,802万2,000円、別途算定分52万1,000円が追加され、合計4,374万9,000円の内示を受けております。

第3次分の交付金については、新型コロナウイルス感染症追加支援策として、令和3年度コロナ対応関連事業に充当していく予定です。現在予定している追加支援策としましては、住民生活及び地域経済の支援に非常に効果のあったくらし応援商品券配布事業の第2弾を計画しており、そのほかにも地域経済の活性化に効果的な事業や感染症対応事業を庁舎内で検討してまいります。追加支援事業につきましては、補正対応となりますので、議会のご支援ご協力をお願いいたします。また、感染症防

止対策としてワクチンの予防接種を一日も早く、村民の皆様に提供できるよう、その準備を進めております。

2点目ですが、村民や村内事業者への支援策、感染予防対策の周知につきましては、広報紙やホームページに情報を掲載するとともに、防災行政無線を活用したり、チラシの配布を適宜行うなどの情報発信に努め、迅速な対応ができたと思います。また、6月議会での一般質問を受けて、国や村の支援策を一覧表にまとめ、住民が見やすく容易に情報収集できるようホームページへの掲載内容を改善いたしました。

企画課所管業務につきましては以上の答弁となります。

次に、職員の労務・健康管理についてと、職員の分散勤務については、感染症対策本部である総務課所管の業務となりますので、答弁を総務課長に代わります。

議長（小林昭一君） 総務課長。

総務課長（渡邊安司君） 総務課所管の内容につきまして、引き続き、私のほうから答弁させていただきます。

質問にありました3点目の職員の労務・健康管理についてという質問でございますが、実際、関係部署では、時間外勤務が増加しております。このようなことから、職員の健康管理には十分注意を払いまして、地方公務員法で定められております範囲内での勤務をしております。

4点目の職員の分散勤務について、その効果と住民サービスの低下はという質問でございますが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、役場の業務継続計画に基づきまして実施したものであります。昨年の5月上旬から分散勤務を行っております。幸いにも役場職員に感染者は出ておりません。また、住民の方への感染源にもなっておりません。このようなことから、分散勤務に一定の効果があったものと考え

えております。

また、住民の方が役場にお越しいただいた場合、担当者の席が分散されておりますので、多少お待ちいただくというようなことがありましたが、ご理解をいただいております、苦情等は一切ございません。

この新型コロナウイルス感染症から、村民の命と生活の下支えを最優先に考えております。議員の皆様におかれましても、追加支援対策など、ご助言やご提案をいただければと思っております。

以上で、三浦雄一郎議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 1番 三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） 各課長さん、本当にご丁寧な回答、本当にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、村長さんをはじめ、役場職員の皆様方の対応に本当に頭が下がる思いであります。いつ終息するか本当に不透明な部分がありますけれども、若手職員も含め、課長さんも皆さんも村長さんも、一人一人の意見を柔軟に取り入れて、全庁一丸となって取り組んでいただければ幸いかなと思います。

コロナ禍で、閉塞感が極まりない世の中ですけれども、明るく、たくましく、楽しく、そういった職場こそが村の未来を照らすものであり、小さくても輝く村づくりにも寄与していくものだと考えております。議会としてもできる限り協力をしてまいりますので、今後も引き続きご対応のほどよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で、三浦雄一郎君の一般質問を終わります。

す。

次に、「鳴沢村役場新庁舎建設に関わる計画の進捗状況と今後のスケジュールについて」の質問を許します。9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 鳴沢村役場新庁舎建設に関わる計画の進捗状況と今後のスケジュールについて、村長に伺います。

鳴沢村役場庁舎は昭和38年に竣工し、半世紀以上となる57年が経過いたしました。時代とともに行政需要に対応して増設工事や改修工事等の改善を随時実施してきました。

平成8年に耐震診断を実施した結果、地震や衝撃等に対し、崩壊の危険が高く、補強工事等の必要があるとの判定で、平成10年に耐震補強と改修工事を行い、現在に至っているわけでありす。

現在の庁舎は、防災拠点としての機能や高度情報化時代・バリアフリー化等への対応が、老朽化に伴って非常に厳しく、さらに法定耐用年数の50年を7年も超え、機能等十分とはいえない状況であることはご承知のとおりであります。

平成28年に職員組織で庁舎のあり方検討委員会や村民アンケートを経て、平成29年9月に各種団体代表と見識者で組織した鳴沢村庁舎整備検討委員会が設置され、様々な観点から検討され、平成30年3月に結果報告を受け、鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画が策定されました。それによりますと、2020年には着工し、2022年には供用開始となっております。2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まっており、その施設等の建設時期と重複し、資材等の高騰が考えられ、若干遅らせるとの意見も聞いておりました。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大対策により、東京オリンピック・パラリンピック開催は延期され、今日では延期後の開催時

期もほぼ決まり、施設等の建設は終盤を迎え、ピークは過ぎていることから、計画を早急に進めるべきであると思われます。

新庁舎建設に対しての準備や計画の進捗状況、また今後の具体的なスケジュール等を伺います。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員のおっしゃるとおり、基本計画では現庁舎の周辺に目標年度として2022年の供用開始の予定となっております。

昨年から、新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京オリンピック等も延期されるなど、世界規模で様々な影響があり、経済も停滞しております。また、世界的にワクチン接種も始まりましたが、感染も続いており、いまだに収束の見通しもつかない状況であります。

本村におきましても、住民の命を守ることが最優先として求められております。このような状況下でありますので、新庁舎の建設は遅れております。また、現庁舎裏の村道96号線を北側に移設し、建設用地を確保する予定でしたが、土地所有者の協力が得られませんでした。

現在の進捗状況は、現庁舎の近隣住宅2軒の補償評価調査を実施しております。3月末で調査が完了いたします。また、このほかに近隣の地主の方とも交渉を行っております。

今後、建設場所が確定し、基本設計の後、詳細の設計へと進んでまいります。先ほど申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症の収束に向けた様々な対策が最優先でありますので、いつまでというような明確な回答ができる状況ではありません。

新庁舎の建設につきましては、住民サービスや防災拠点として特に重要な施設です。まさに本村における一大プロジェクトだ

と考えております。少ない経費で村民の皆様にとって、利用しやすい施設となるよう鋭意努力してまいりますので、議会のご支援、また近隣の土地所有者の皆様方のご協力と、住民の皆様にもご理解とご協力をお願いいたしまして、この庁舎建設を実現させていきたいと考えておりますので、どうか議会の皆様にもご支援、ご協力をお願いいたします。

以上で、佐藤博水議員への答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 新型コロナウイルスというようなことがあります、大変なことは重々承知なわけでございます。しかし、おいおい計画して、対応もしてくれるというようなことでございますけれども、基本計画はいろんな住民も見て知って、もうぼつぼつ建てるはずというようなこともあるかと思えます。その辺について、また、住民等にも周知や説明することが必要じゃないかと考えております。そして、コロナと並行して、進めていっていただいて、また建設実行委員会等も設置をしていただいて、準備を進めていっていただければいいかと思えますが、その辺についてはどのようなお考えでいますでしょうか。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 北麓のほうのコロナ感染者が少ないわけですが、ここでまた緊急事態宣言解除と、どのような結果になるかが分かりません。そんなことで、人が集まらない状況の中での庁舎建設になろうかと思えます。ただ、ワクチンを打ち始める予定になっておりますので、その対応を見ながら行っていきたいと考えておりますので、ご協力のほどをお願いいたします。

議長（小林昭一君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 昭和38年にこの庁舎が竣工したときには、非常に近隣ではモダンな建物で、あっちこっちから視察に来た

ようなことを記憶しています。また、新庁舎を建てるに当たってもそのようなことを考える中で、防災拠点となるように、しっかりした庁舎を建てるように検討をお願いして、質問を終わりたいと思います。

議長（小林昭一君） 以上で、佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「FCふじざくらのサポートや提携する考えは」の質問を許します。6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 女子サッカーチームFCふじざくら、富士観光開発、選手20名ですが、山梨県初のなでしこリーグ1部参入を目指して活動しています。

道の駅なるさわの南にフジビレッジ、人口芝サッカー場2面を有し、元Jリーグの菅野監督のもと厳しい練習を行っています。

2018年11月発足で、2019年には既にチャレンジリーグ3部入替戦まで進出、躍進しています。また、ジュニアの大会も開催しています。

鳴沢村のアピールに、また村のイベントに参加していただく等の目的で、応援のための支援、提携していけないでしょうか。村長にお伺いします。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 事務分掌上担当であります企画課長に答弁をお願いいたします。

議長（小林昭一君） 企画課長。

企画課長（三浦寿得君） 三浦直樹議員からのFCふじざくらのサポートや提携する考えについての質問にお答えいたします。

FCふじざくらは、平成30年11月に発足した若いチームですが、2019年シーズンはなでしこリーグ3部のチャレンジリーグへの入替戦まで進出するなど、2025年になでしこ1部リーグに参入することを目標に躍進しております。

また、平成31年度は鳴沢村保育所において、サッカー教室を開催し、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、園児たちへの直接指導が難しいため、ホームグラウンドで行っている試合の観戦案内や、選手たちで収穫した野菜を保育所に寄附するなど、地域貢献活動も積極的に行っている団体と承知しております。

近年、当村でも山梨大学と包括的連携協定を締結しましたが、このように自治体と大学や企業間での公民連携事例が増加する中、「スポーツ振興」「観光」「健康」面への効果を期待して、様々なスポーツ団体や関係機関と各種協定を締結している自治体が増えております。

FCふじざくらは鳴沢村に拠点を置き、高い目標を掲げているチームですので、村でも広報誌にてFCふじざくらを村民に広く周知し、村全体で応援していきたいと思っております。また、ホームページを活用して、チームの戦績や活動状況等を村内外へ広く発信していきたいと考えております。村民のスポーツ振興や健康増進、観光など各種分野において、どのように関わっていただき、またどのように支援、提携していくことが有意義か庁舎内で検討をしていきたいと思っております。

以上で、三浦直樹議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 広く周知していただけるということで、ありがとうございます。

現在までに、FCふじざくらへのスポンサー企業は190社を数えます。

さて、本年9月より日本初の女子プロサッカーリーグでありますWEリーグが開幕することが決定しております。このことにより、なでしこリーグ1部から2部リーグとなりまして、F

Cふじぎくから山梨が今度はなでしこ2部リーグ、3部となりましたけれども、そこの入替戦に臨むこととなりました。なでしこ2部リーグは、現在8チームから10チームに増える予定であり、昇格のチャンスであります。

近い将来、上位リーグに入った場合、ホーム・アンド・アウェーの試合が組まれ、天然芝のスタジアムが必要となり、富士北麓公園が試合会場として検討されています。もし、鳴沢村にスタジアムが造れたならば、日本中のサッカーファンが集まってくると思います。もちろん、地域のコミュニティの場所となって発展していくことが期待できます。村営とまではいかないですが、土地の契約など、スタジアム構想がなされた場合、協力する考えはあるでしょうか。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 直樹議員のおっしゃるように、富士観光さんでそんな計画を村に打診に来ました。とても今の状況では庁舎も造れない状況で、そこまでいくわけにいきませんで、お断りいたしました。

以上のような状況であります。

議長（小林昭一君） 6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 村営でなくてもいいので、検討はいずれしていただきたいと考えます。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で、三浦直樹君の一般質問を終わります。

次に、「別荘地区の自主防災・消防体制について」の質問を許します。

4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） 別荘地区の自主防災・消防体制についての質問であります。

本年も火災予防運動が始まりました。富士五湖消防によりますと、当村の火災発生状況は令和に入り、元年2件、2年1件、そして3年、本年は既に1件、そのうち半数が別荘地で発生しております。併せて緊急車両の出動も増加しており、別荘地区の様々な要因で住居表示が正確に消防本部に申し送りされておらず、出動時には管理事務所に確認することもありと伺い、生命と財産を守る意味からも遅延など大変危惧しております。

鳴沢村第5次長期総合計画によりますと、消防・救急体制の主要事業を、常備消防は富士五湖消防本部、非常備消防は鳴沢村消防団と、両消防をさらなる強化と定義づけられ、7つの施策が挙げられておりました。

特に、村民の消防意識を高めるためにも、火災予防や初期消火知識の啓蒙指導として予防活動の促進、そして防災意識の徹底が明記されております。

まず、鳴沢村消防団の皆さんの活動には日頃より大変ご苦勞をいただいておりますことを感謝申し上げます。消防団の活動については、鳴沢・大田和地区では周知されておりますが、別荘地区定住者の500数十人の大半には残念ながら周知されておられません。別荘地区にはおよそ、現在3,000棟あまりの建物が存在しております。コロナ禍の現在、別荘利用者は増加をたどり、トップシーズンでは来村者は週末には1,000人規模といわれております。

そこで、別荘地区の火災発生の増加に歯止めをかけるためにも、富士五湖消防の協力のもと、火災予防の促進と初期消火知識の訓練など、別荘デベロッパー各社、そして管理事務所と村との連携が必要であると思っております。このことについてどのように考えるか、村長にお尋ねいたします。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 土屋文明議員の質問へのお答えですが、火災や防災を所管しております総務課長に答弁をお願いいたします。

議長（小林昭一君） 総務課長。

総務課長（渡邊安司君） それでは、防災を所管しております総務課から答弁をさせていただきます。

質問の要旨ですけれども、近年、別荘地区で多くの火災が発生しているので、今後、別荘地区の火災予防と初期消火活動を別荘管理事務所とどのように連携していく必要があるかという質問かと思えます。

ご質問にありましたように、直近3年間で村内の火災が4件ですけれども、別荘地区の火災は2件発生しております。万が一、火災が発生した場合、第1には富士五湖消防本部が消火活動に当たります。第2には、非常備消防であります村の消防団が消火の支援に当たります。

また、ご質問にありました別荘地区の道路事情と住所表示について、富士五湖消防本部に確認したところ、「別荘の区画番号を把握しているので、緊急車両の到着には何ら問題がない」というような回答をいただいております。

別荘地区で火災が発生した場合、まず、正確な住所をお伝えください。また、日頃から消火器を備えるなど、火災予防や初期消火であります自助が特に重要となってきます。このほか、近所の皆さんで消火栓を使った初期消火であります共助が必要になります。

しかし、現在、別荘地区におきましては、自主防災組織がない状況であります。また、消火栓等の水利につきましては、別荘を分譲した開発会社の設備であります。別荘の皆様は管理料をお支払いしているのではないのでしょうか。

火災だけでなく、万が一の災害時の避難誘導など、自主防災の

役割はますます大きくなっております。

今後、各管理事務所でご要望いただければ、検討させていただきます。

以上で、土屋文明議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） いろいろとありがとうございました。

1点だけ、私が今回の質問に当たりまして、今月上旬に富士五湖消防の消防長と1時間半ほど面談してまいりまして、その中で、消防、救急が出たときに分かりづらいことが実はあるんだということを向こうから聞きましたので、ちょっと出させていただきました。

ただ、もう一つ、管理事務所を通じて表示案内をきちっとやっていかなきゃいけないというのは、管理事務所の責任でも当然あるかと思うんですが、村としても同じように案内する協力体制があるのかということと、それと併せまして、今後、相当力仕事で、今の自助、共助をやっていかなきゃいけないと思います。ただ、当然ながら、それは関わってやっていきたいということで、昨年、村長のほうから防災の件で3月の議会でお話しいただきまして、別荘地域の防災に力を入れていきたいという話を伺って、私と渡辺次男議員で防災士の資格を昨年取りましたので、両名で、ちょっと力を借りながら、別荘地の中へ入っていきたいというふうに思います。

今後、この力仕事になりますけれども、各デベロッパーさんときちっと協議しながら、どんな形で進めていけば、事務所からの要請もあれば、ご協力いただけるということも伺いましたので、徹底して進めていきたいと思います。そのためにも、今後、協力体制、あるいは後方支援をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（小林昭一君） 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。
以上で、一般質問を終わります。

◎日程第 18 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（小林昭一君） 日程第 18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第 7 1 条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（小林昭一君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 4 1 条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和 3 年第 1 回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午後 4 時 1 7 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 3 月 1 8 日

議会議長

署名議員

署名議員